

平成 25 年兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科規程第 20 号  
応用情報科学研究科長候補者選考規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人兵庫県立大学学部長等選考規程（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学学部長等選考規程（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 17 号）第 6 条の規定に基づき、兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科長候補者（以下「研究科長候補者」という。）の選考等に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第 2 条 選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 応用情報研究科長(以下「研究科長」という。)の任期が満了するとき。
- (2) 研究科長が辞任を申し出たとき。
- (3) 研究科長が欠員となったとき。

2 前項第 1 号に該当する場合にあっては、研究科長は、選考を行った上で、理事長が定める日までに研究科長候補者の推薦（以下「推薦」という。）を行わなければならない。

3 第 1 項第 2 号に該当する場合にあっては、研究科長は、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。

4 第 1 項第 3 号に該当する場合にあっては、理事長が指名する者が、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。

(研究科長候補者の資格)

第 3 条 研究科長候補者となることができる者は、応用情報科学研究科所属の専任の教授とする。

(選考手続)

第 4 条 研究科長（第 2 条第 4 項に規定する場合にあっては理事長が指名する者。次項において同じ。）は、第 2 条の規定により選考を行うときは、あらかじめ教授会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定により研究科長が教授会の意見を聴く手続については、別に定める。

(任期)

第 5 条 研究科長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き 4 年を超えて在任することができない。

2 第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、研究科長の選考に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に研究科長である者の再任を妨げない。ただし、その場合においても重ねて再任することはできない。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日一部改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。